

市有地（上川原地内）活用公募型プロポーザル実施要領

令和7年11月

長久手市

公募型プロポーザル方式による土地買受け事業者募集の趣旨

今回、公募型プロポーザル方式により売却する長久手市所有の上川原地内の土地（普通財産）は、し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設「香流苑」として活用されていた跡地です。

香流苑は、昭和50年4月から稼働してきましたが、近年の公共下水道の普及による処理量の減少や施設の老朽化に伴って、47年間使用してきた施設を令和4年4月に停止しました。処理を停止した香流苑は、令和7年9月末に解体撤去工事を完了しました。

香流苑跡地（以下「本件土地」という。）は、名古屋市に近接した場所にあり、準工業地域の用途地域が指定された長久手市（以下「市」という。）保有の土地です。対象物件へのアクセスは、名古屋市営地下鉄東山線藤が丘駅から約1.2km、徒歩で約15分、東名高速道路名古屋インターチェンジから約3.1km、車で約10分の立地です。

本件土地の周辺状況は、東側に住宅地、南西側に複数棟の共同住宅（マンション）が隣接しています。対象物件への接道は市道中川原段ノ上1号線で幅員が現在は幅員が6m未満ですが、市道中川原段ノ上1号線は、令和8年度に市による道路拡幅（幅員約9m）工事を実施する計画があるため、引き渡し時には開発行為の接道要件を満たします。

今回の募集は、次ページの「対象物件に関する土地活用の考え方」に基づき、民間事業者からの企画提案を募り、公募型プロポーザル方式により土地活用を行う事業者の選定を行います。

対象物件に関する土地活用の考え方

令和5年7月から地域住民との意見交換を実施し、その結果として市から以下の3点について配慮を求める。

- 1 住環境（プライバシー、騒音、防犯、圧迫感、利用者の特定性*）
- 2 交通環境（通り抜け対策、渋滞対策）
- 3 自然環境（緑の保全、緑の創出）

*利用者の特定性とは、利用する者が基本的に特定できることを指すものです。

1 公募型プロポーザル方式による売却

(1) 売却方法

公募型プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の内容及び購入価格について「市有地（上川地内）の売却に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、市及び対象物件周辺地域に最も相応しいと認められる事業者を優先交渉権者として、市と合意に至った場合に対象物件を売却します。

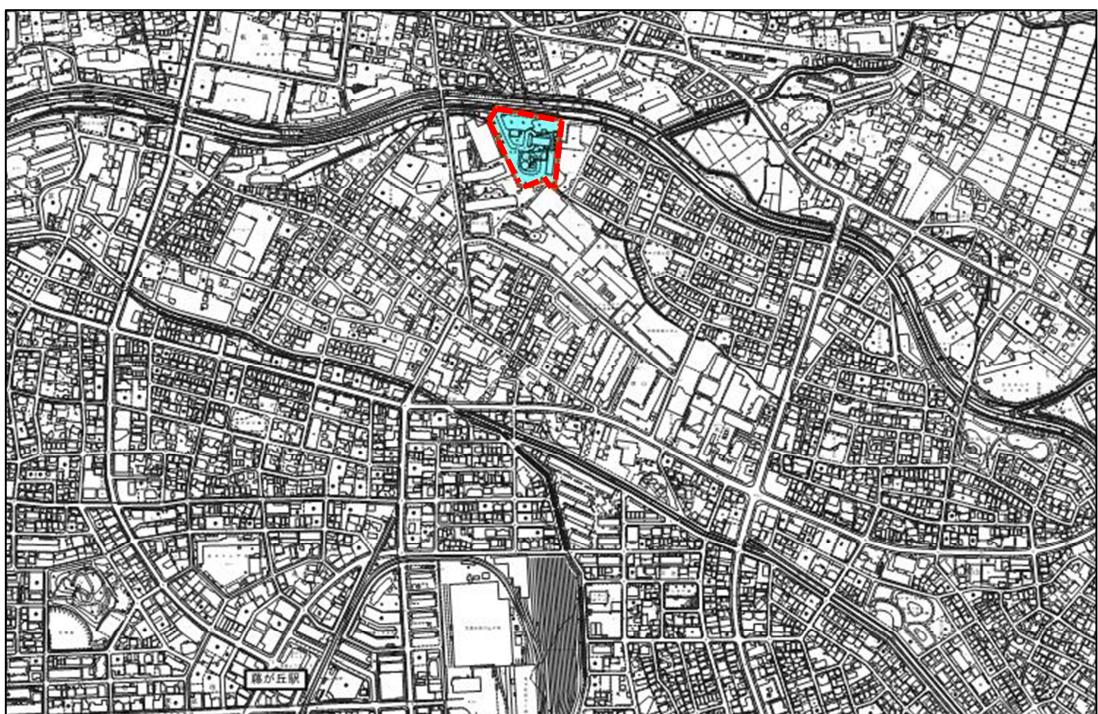
2 対象物件

(1) 所在地及び地積

| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 (m ²) |
|------------|-----|-----------------------|
| 長久手市上川原1番5 | 宅地 | 10,214.31 |

以下、上記記載の土地を「本対象物件」と言います。

(2) 位置図



(3) 用途地域

準工業地域

(4) 本対象物件の提案下限価格

金 1, 174, 650, 000 円

(115, 000 円 / m² × 10, 214. 31 m²)

(5) 物件調書

15～17ページを確認してください。

3 スケジュール

| 日 程 | 内 容 |
|-------------------------------|---------------------|
| 令和7年1月12日（水） ～令和7年2月11日（木） | 実施要領の公表（市ホームページに掲載） |
| 令和7年1月13日（木） ～令和7年2月11日（木） | 現地見学会申込提出期間 |
| 隨時、調整 | 現地見学会 |
| 令和7年1月13日（木） ～令和7年2月11日（木） | 参加申込書提出期間 |
| 令和7年1月13日（木） ～令和7年2月12日（金） | 質問書の提出 ※隨時回答 |
| 令和7年2月16日（火） | 質問書に対する最終回答 |
| 令和7年2月17日（水） | 参加資格確認結果通知 |
| 令和7年2月18日（木） ～令和8年2月9日（月） | 企画提案書提出期間 |
| 令和8年2月12日（木） | プレゼンテーション及びヒアリング |
| 令和8年2月20日（金） | 優先交渉権者決定（審査結果通知） |
| 令和8年2月下旬～3月上旬 | 土地売買仮契約締結 |
| 令和8年3月下旬 | 土地売買本契約締結（市議会承認後） |

※日程は現時点の予定であり、変更になる場合があります。

4 土地活用制限及び調整等

(1) 制限事項

次に掲げるアからコまでの制限事項を遵守してください。

- ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に供するものでないこと。
- イ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規則等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業に供するものでないこと。
- ウ 長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2項第1号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものによる使用その他これに類するものに供するものでないこと。
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所その他これに類するものに供するものでないこと。
- オ 宗教活動や政治活動に供するものでないこと。
- カ 主たる用途が遊戯施設でないこと。

- キ 主たる用途が公衆浴場でないこと。
- ク 主たる用途が店舗等であっても一般車両の往来が著しく頻繁でないこと。
- ケ 主たる用途が工場であっても大型車両の往来及び騒音を生じさせないと。
- コ 周辺環境を悪化させるおそれのある用途に供するものでないこと。

(2) 市関係部署をはじめとした各機関との調整

土地利用に係る主な要件について、実現可能な計画とするため、市関係部署をはじめ各機関等に事前相談を行うこと。

- ア 市で計画している市道中川原段ノ上1号線の道路拡幅事業とインフラの整備のための開発スケジュール等をはじめとした調整を行うこと。
- イ 提案時には水道・電気・ガス等インフラ事業者と調整の上、提案にはインフラの整備時期の見通しを様式9に記載してください。
- ウ その他必要に応じて関係機関と事前調整を行うこと。

5 参加者の資格等

参加者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（以下「参加法人」という。）又は複数の参加法人で構成される者（以下「参加グループ」という。）とします。なお、個人での参加は認めません。

- (1) 日本国の法律に基づき設立され、国内に本店を有する法人であること。
- (2) 指定期日までに契約保証金及び売買代金の支払いが可能であること（買受事業者が指定期日までに契約保証金及び売買代金の支払いをしない場合は、契約を解除します。）。また、企画提案書の提案内容を実施する資力、信用等を有する法人であること。
- (3) 参加法人及び参加グループの構成員（参加グループに属する参加法人をいう。以下同じ。）が、他の参加法人、参加グループの構成員として重複していないこと。
- (4) 参加申込日時点において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされてないこと（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされていないこと（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
 - ウ 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者でないこと。
 - エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8

条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと。
又は関与していないこと。

オ 直近1年間の国税、県税及び市税を滞納していないこと。

カ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

(5) その他

参加法人又は複数の参加法人で構成される者が、複数の事業提案をすることはできません。

6 参加申込から企画提案までの手順

(1) 実施要領の配布

ア 配布期間

令和7年11月12日（水）から令和7年12月11日（木）まで

イ 配布場所

長久手市役所本庁舎2階市長公室企画政策課（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）及び市ホームページ

(2) 現地見学会

参加希望者に対し、現地見学会を次のとおり実施します。なお、当日の質問・意見は受け付けません。

ア 申込期間

令和7年11月13日（木）から令和7年12月11日（木）まで

イ 申込方法

現地見学会の申し込みは、様式1を長久手市役所市長公室企画政策課宛に下記の電子メールに提出してください。

送付先 seisaku@nagakute.aichi.jp

(7) 件名に「市有地（上川原）活用事業現地見学会参加」と記載してください。

(8) 開催日時

随時、調整します。

(9) その他

(a) 開催日時に直接現地にお越しください。

(b) 駐車可能なスペースはありますが、台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせで来場ください。

(c) 現地見学会に参加しなかった場合でも、本プロポーザルに参加することは可能です。

(3) 参加申込書の提出

参加される者は、次により必要書類を提出してください。

参加グループで提案を行う場合、必ず代表構成員を選任し、その代表構成員が手続きを行うこととします。参加申込時には、所定の様式を使用し、参加法人名又は参加グループの代表構成員及び各構成員の法人名並びにそれぞ

れが携わる役割を明記してください。

ア 提出期間

令和7年1月13日（木）から令和7年2月11日（木）まで（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所

長久手市役所本庁舎2階市長公室企画政策課

ウ 提出書類

証明書*は、発行から3か月以内の原本を添付すること。

- (ア) 参加申込書（様式2-1または様式2-2）
- (イ) 会社概要・事業経歴書・事業での役割（様式3）
- (ウ) 商業・法人登記事項証明書*（履歴事項全部証明書）
- (エ) 印鑑証明書*
- (オ) 国税、県税及び市税に滞納がないことの証明書＜法人用＞
- (カ) 決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）直近の会計年度3期分
- (キ) 公募型プロポーザル参加に関する誓約書（様式4-1）
- (ク) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式4-2）
- (ク) 参加グループによる応募の場合は、代表構成員、その他構成員それぞれについて、上記(ア)から(カ)までの書類を1冊のファイルに構成員ごとに綴じてください。

エ 提出方法

参加申込書に必要な関係書類を添えて、企画政策課窓口に提出してください。（郵送、FAX、電子メールでの提出は、受け付けません。）

オ 参加資格確認結果の通知

本要領に定めた参加資格要件に基づき参加資格について確認を行います。参加資格が認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を、参加資格が認められない者については、その旨を、参加希望者（参加グループで参加を申し込んだ場合は、代表構成員）に書面で通知するものとします。なお、参加資格の結果は令和7年2月17日（水）に通知予定です。

カ 補助資料の提供

上記(3)参加申込書の提出があった者へ補助資料を提供します。

キ その他

- (ア) 書類に虚偽があった場合は、参加を取り消します。
- (イ) 書類提出後は、追加・修正を一切認めません。また、いかなる理由でも返却しません。
- (ウ) 提出書類は、公文書公開の対象文書となるため、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の規定に基づき公開する場合があります。

(4) 質問書の受付

質問書の提出は、上記(3)参加申込書の提出があった者に限ります。

ア 提出期間

令和7年11月13日（木）から令和7年12月12日（金）まで

イ 提出時間

期間最終日の午後5時まで

ウ 提出方法

質問書（様式5）により、長久手市市長公室企画政策課宛てに電子メールにて提出してください。なお、送信後に受信確認のため電話連絡を必ずしてください（窓口、電話による提出には対応しません。）。

送付先 seisaku@nagakute.aichi.jp

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、市ホームページに掲載します。なお、最終の回答は令和7年12月16日（火）とします。

回答内容及びその他の内容修正は、この要領の追加・訂正として取り扱うものとします。企画提案書は質問に対する回答を踏まえて提出してください。質問及び回答は、この要領に関するもののみとします。

(6) 構成員の変更（参加グループで申し込んだ場合）

参加グループの代表構成員を除く、構成員の変更、追加及び削除が生じた場合は、代表構成員が速やかに構成員変更届出書（様式6）を提出するとともに、市の参加資格の確認を受けることとします。

構成員の変更等に関する参加資格について確認を行います。参加資格を認めた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を、参加資格が認められない者については、その旨を、代表構成員に書面で通知するものとします。

変更が認められた場合は、改めて新たな参加グループとして、参加申込に関する書類一式を提出してください。

(7) 提出期限

令和8年2月9日（月）（午後5時まで）

(8) 提出方法

企画政策課窓口に提出してください（郵送及び電子メールでの提出は、受け付けません。）。

(7) 企画提案書の提出

ア 公募型プロポーザル企画提案書（様式7-1または様式7-2）

(7) 企画提案書の作成にあたっては、様式以降については任意様式とします。

なお、質問書を提出した者は、様式7-1または様式7-2の次に質問書（様式5）を添付すること。

(8) 募集の趣旨及び「本対象物件に関する土地活用の考え方」等を踏まえた企画提案書としてください。

(9) 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等が必要な場合は、

適宜添付してください。

イ 価格調書（様式8－1または様式8－2）

(7) 買受け希望価格は、算用数字を使用し、金額の前に必ず「¥」を付けてください。

(8) 金額を訂正した場合は、無効となります。

ウ 企画提案書提出にあたっての注意事項

(a) 提出期間

令和7年12月18日（木）から令和8年2月9日（月）まで（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(b) 提出場所

長久手市役所本庁舎2階市長公室企画政策課窓口（窓口に原本を1部及び副本8部を提出した後に、1つのPDFにまとめた形でデータを電子メールで提出してください。）

送付先 seisaku@nagakute.aichi.jp

(c) 企画提案書の作成及び提出に要した費用は、全て提案者の負担とします。

(d) 企画提案書の著作権は提案者に帰属しますが、審査に必要な範囲で複製等を行うことがあります。また、提案者の企画提案書については、優先交渉権者を選定するために使用し、それ以外で使用する場合については、提案者に許可を得て使用します。なお、いったん提出された企画提案書は返却しません。

(e) 誤字を除き、企画提案書提出後の提案内容の変更は認めません。

(f) 提案事業の実施にあたり許認可等が必要な場合は、事業者自らが関係機関から許認可を得てください。

エ 市有地（上川原地内）活用公募型プロポーザル用開発事業スケジュール（様式9）

上記4(2)の調整の上で、記載してください。

(8) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日時

令和8年2月12日（木）に実施します。時間、場所については別途、通知します。

イ 実施方法

(7) 提出各提案者30分（提案15分質疑15分）以内とし、説明者を含めて3名以内とします。

(8) プロジェクターは市で準備しますが、パソコンその他の必要な機器は、提案者で準備してください。

(9) 辞退について

参加申込みを提出した後、辞退する場合は、辞退届出書（様式10－1または様式10－2）を提出してください。なお、参加グループの場合は、代表構

成員が届け出るものとします。

(10) その他

提出書類のうち押印が必要なものについては、参加申込み時に提出した印鑑証明書の登録印にて押印してください。

7 審査委員会による審査

(1) 審査委員会

企画提案書に係る審査については、提出された企画提案書及びヒアリング審査により審査します。

(2) 審査方法

審査委員会では、企画提案書及びその付属資料の内容について審査を行い、総合的に評価を行った上で、最も高い評価となった者を第一優先交渉権者として、次に高い評価となった者を第二優先交渉権者として選定します。ただし、応募者数が1者でも審査を行うものとし、応募者数に関係なく該当なしとなる場合があります。

(3) 審査基準

企画提案書等の審査項目及び配点は、評価基準のとおり各委員が100点満点で評価し、その平均を採用することとします。評価基準は次のとおりとし、価格以外の合格基準は6割とします。

評価基準

| 評価項目 | | 配点 |
|-------|---|------|
| 導入機能 | 本対象物件に対する土地活用の考え方との適合性がある提案内容か | 15点 |
| | 1 住環境（プライバシー、騒音、防犯、圧迫感、利用者の特定性） | 15点 |
| | 2 交通環境（通り抜け対策、渋滞対策） | 10点 |
| 運営計画 | 3 自然環境（緑の保全、緑の創出） | 10点 |
| | 実現可能な長期的な運営計画となっているか | 10点 |
| | 開発後の市行政運営への好影響があるか | 10点 |
| その他 | その他、特筆すべき工夫等がなされているか | 15点 |
| 価格 | 30点（最高額）×{（買受け希望価格－提案下限価格）÷（最高買受け希望価格－提案下限価格）} *小数点第2位を切り捨て | 30点 |
| 評点の合計 | | 100点 |

(4) 失格

提案者が、以下に該当する場合は失格になることがあります。

- ア 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合
- イ 本募集要領に定める以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ウ ヒアリング時に審査委員会の許可なく追加資料等を提出した場合
- エ 提出書類に不備がある場合

(5) 審査結果の公表

審査結果は、全ての提案者に書面にて通知します。併せて、市ホームページで公表します。

※審査結果に対する質疑や異議には応じられません。

8 優先交渉権者との協議及び買受け事業者の内定

市と第一優先交渉権者が協議し、提案内容や契約内容に関する調整を行った上で、本対象物件の買受け事業者として内定します。また、第一優先交渉権者との協議の結果、売買契約を締結しないこととなった場合には、第二優秀提案者と協議を行うこととします。

9 買受け事業者との契約の締結

(1) 仮契約

買受け事業者として内定した者と、売買仮契約を締結します。仮契約に係る一切の費用は、買受け事業者の負担とします。

(2) 本契約

仮契約の内容を本契約とする旨を記載した本契約書を締結します。なお、本契約締結については、令和8年第1回長久手市議会定例会の承認後速やかに行うこととします。

(3) 議会の議決

本対象物件の売却（財産の処分）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び長久手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長久手村条例第1号）第3条の規定により、長久手市議会の議決を受ける必要があるため、売買仮契約の締結後、直近の臨時会又は定例会に議案として提出します。長久手市議会による議会承認が受けられなかった場合は、本仮契約は無効となります。この場合において、長久手市は一切の責任を負いません。

(4) 契約保証金

ア 本契約を締結したときは、指定期日までに、契約保証金として売買代金の10分の1に相当する額を納付（参加グループの場合、代表構成員が一括納入）すること。

イ 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

ウ 売買代金の納入に至らなかった場合、契約保証金は市に帰属します。

(5) 契約金入金の猶予

上記(4)アの売買代金の残金の入金（参加グループの場合、代表構成員が一括納入）については、土地の引き渡しまで猶予します。詳細については、売買契約書に定めます。

10 本対象物件の引き渡し及び所有権移転登記の時期

(1) 土地の引き渡しの時期

道路拡幅工事完了後速やかに（令和8年秋頃予定）引き渡します。

(2) 所有権移転登記の時期

所有権移転登記は、土地の引き渡し後に長久手市が行いますが、所有権移転登記に要する費用（登録免許税等）は、買受け事業者の負担となります。

11 本対象物件の引き渡しの状態

下記3点を含めた上で、上記2(4)の本対象物件の提案下限価格を設定していることに留意してください。なお、埋設物等の撤去及び移設の調整及び費用負担については、市は一切の責任を負いません。

(1) 埋設物の撤去状況

10m×10mピッチの内の区画中央部付近について、最大2mの深度で産業廃棄物が埋設されているかの試掘調査を実施しました。試掘調査の結果から本対象物件側に判明している埋設物は下図「公募時の存置緑地」の2箇所を除いてすべて撤去した状態です。

(2) 存置する樹木等

売却地の既存樹木を残すことを目的として、図示している全2箇所には樹木及び産業廃棄物を存置しています。

隣接する市有地については、緑地として整備していく予定をしています。

それらを踏まえた上で、売却地内の既存樹木を活かした積極的な緑地提案をしてください。

(3) 解体撤去工事での在留物

技術的に撤去することができなかった旧香流苑の基礎杭の一部が粉碎された状態で存置する状態です。



12 契約不適合責任

引き渡された本対象物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときであっても、買受け事業者は、履行の追完の請求、契約代金減額の請求、損害賠償の請求及び解除権の行使を行うことはできません。現状での引き渡しのとおりとなります。

13 買受け事業者への売却条件等

- (1) 本対象物件については、令和7年9月作成の確定測量図に基づく地積数量での売却とします。
- (2) 本対象物件の購入にあたり、融資利用の特約（融資の不成立を解除条件とする特約）付きでの契約を前提とした応募はできません。
- (3) 所有権移転の日から3年以内に提案内容に基づく本対象物件の土地利用を開始してください。また、本契約締結の日から、継続して10年間（指定期間）、提案の土地利用をしてください。
- (4) 本契約締結の日から指定期間満了の日までの間は、市の承認を得ずに本対象物件を第三者に譲渡又は賃貸することはできません。なお、参加グループの構成員間での土地の所有権移転は妨げません。
- (5) 提案事業の実施に当たって、やむを得ない事情により、提案内容及び土地利用の開始時期を変更する場合には、事前に文書により市に申請し、承認を得ることとします。なお、本事業の趣旨に反する変更は認めません。
- (6) 市は、買受け事業者が土地利用に関する条件に反した場合、本対象物件の買戻しをすることができるものとし、所有権移転登記とともに買戻しの登記を行います。買戻しの登記に要する費用は買受け事業者の負担とし、買

戻しの期間は本契約締結の日から10年間とします。

(7) 本対象物件を買戻した場合は、現状復旧のうえ返還するものとし、長久手市に対し、違約金として契約額の1割相当額を支払うものとします。なお、違約金は損害賠償の一部と解釈しません。

14 その他

- (1) この要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び市契約規則等の関係諸法令に定めるところに従います。
- (2) 補助資料として市有地売買に係る注意事項説明書をお渡しします。
- (3) 土壤汚染の調査時にボーリング調査を行っています。実際のボーリングサンプルを土地の買受け事業者にお渡しします。

【物件調書】

| | | | | |
|-------|---|------------|-----|-------------------------|
| 土 地 | 所在地 | 長久手市上川原1番5 | | |
| | 地 目 | 宅地 | 面 積 | 10214.31 m ² |
| 区域区分 | 市街化区域 | | | |
| 用途地域 | 準工業地域 | | | |
| 建ぺい率 | 60% | | | |
| 容 積 率 | 200% | | | |
| 防火指定 | 指定なし（22条区域内） | | | |
| 高度地区 | 指定なし | | | |
| 高さ制限 | 規制なし | | | |
| 日影規制 | 制限を受ける建築物H>10m、平均地盤面からの高さ4m 日影時間5h・3h | | | |
| 道路斜線 | 適応距離20m・斜線勾配1.5 | | | |
| 隣地斜線 | 適応距離31m・斜線勾配2.5 | | | |
| 北側斜線 | 規制なし | | | |
| その 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・長久手市立地適正化計画居住誘導区域内 ・長久手市景観計画及び長久手市景観条例 ・長久手市美しいまちづくり条例 ・洪水浸水想定区域（1,000年に1度程度、1m～3mの浸水の想定）【令和7年3月21日愛知県指定】 | | | |
| 接道状況 | <p>市道中川原段ノ上1号線 幅員約3.9m～約5.8m</p> <p>※市道中川原段ノ上1号線は、現状では開発許可基準の規定値未満ですが、令和8年度中に市の道路を拡幅する計画（幅員約9m）があり、引き渡し時には開発行為の接道要件を満たします。</p> <p>※本対象物件から東方面の香流川沿い市道は狭小幅員（約3.4m）のため、この方面からのアクセスはできません。</p> | | | |
| 供給施設 | <p>電気、ガス、水道、下水道は敷地隣接での配管等はありません。</p> <p>※供給の方法・位置等については、各施設管理者にお問合せください。</p> | | | |
| 下水道 | <p>受益者負担金830円/m²がかかります。</p> <p>計画汚水量を企画提案書内に記載してください。</p> <p>汚水排水は北側道路の可能な限り東側から計画してください。</p> <p>問合せ先 建設部下水道課 電話 0561-56-0624</p> | | | |
| 交通機関 | 地下鉄東山線藤が丘駅より約1.2km | | | |

| | | | | |
|-------------------------|-------------|---|-----|----------------------|
| 公共施設 (物件から の直線距離) | 市役所 | 長久手市役所 約 2. 3 km | 保育園 | 長湫北保育園 約 1. 0 km |
| | 消防署 | 尾三消防組合 長久手消防署 約 2. 1 km | 小学校 | 長久手北小学校 約 0. 9 km |
| | 警察署 | 愛知警察署 約 10. 0 km | 中学校 | 長久手北中学校 約 1. 1 km |
| 解体撤去工 事 | 土壤汚染の 撤去 | 土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の撤去完了済 み。 | | |
| | 埋設物の撤 去 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき埋 設物を撤去済み。ただし、上記 11 に留意して ください。 | | |